

○サービス内容

サービス名、事業内容及び提出書類	
① 生きがい型デイサービス	(提出書類：申請書) 介護保険の給付に該当しない比較的元気な高齢者の方に対し、週1回程度デイサービスセンターでの趣味活動及び軽運動、また野外での活動等を通じ、生きがいづくりを支援します。
② 食事サービス	(提出書類：申請書) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で食事の確保が困難な方に、年間を通じ栄養のバランスのとれた昼食を訪問により届け、その際、食事を直接手渡しすることによって安否確認も行います。
③ 日常生活用具給付	(提出書類：表面の同意書欄に署名、捺印のある申請書) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で出火が心配な方に、電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付します。(所得税額に応じた負担をしていただきます。)
④ 緊急通報装置の設置	(提出書類：表面の同意書欄に署名、捺印のある申請書) 65歳以上のひとり暮らし高齢者又はひとり暮らしの重度身体障がい者等で低所得な方に、緊急事態に対応するため緊急通報装置を設置します。(65歳以上75歳未満の方は、身心の状況から緊急事態の備えが必要と判断される場合に限りです。)
⑤ はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成	(提出書類：申請書) 65歳以上のひとり暮らし高齢者、寝たきり状態にある方の介護者等に、1枚1,000円の利用券を、年間12枚の上限で交付します。(医師の発行する同意書によって保険給付の対象となる施術を受けた時、又は受けられる時は、利用券は使用できません。)
⑦ 訪問理美容利用助成事業	(提出書類：申請書) 介護保険における要介護認定で4・5の認定を受けた方、高齢者のみの世帯等で心身の障がい等の理由により理・美容店に行くことができない65歳以上の高齢者の方に、理・美容者の訪問に関わる費用として、1枚1,000円の利用券を、年間4枚の上限で交付します。

○利用の手続き

申請は各地域包括支援センター等、長寿福祉課及び各支所にて受付いたします。

⇒提出後、地域包括支援センター等の相談員が訪問し、利用される方の心身状態を調査します。

調査後、サービス利用の可否を決定し、サービスを提供いたします。

○緊急通報装置又は食事サービスを希望される方は、下記に安否等の確認をお願いする協力員3名を記入してください。(緊急通報装置については地区民生委員を含みます。)

氏名	関係	住所	連絡先の電話番号
	民生委員		